

「審査請求の取下書(20号)」の書き方

この「審査請求の取下書(20号)」は、審査請求人が国税不服審判所長に対して審査請求を行っている場合に、国税通則法第110条の規定に基づき、当該審査請求を取り下げる場合に使用します。

「1 原処分」欄には、この取下書により審査請求を取り下げる処分名を記載してください。

例：平成○年○月○日付の平成×年分所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分
平成○年○月○日付の自平成○年○月○日 至平成○年○月○日及び平成○年○月○日付
の自平成○年○月○日 至平成○年○月○日事業年度分法人税の重加算税の各賦課決定処分

(注) 代理人が提出する場合には、国税通則法第107条第2項に規定する「特別の委任」(「代理人に特別の委任をした旨の届出書(4号)」の提出)が必要となります。